令和８年度　桑名市立光陵中学校部活動指導方針

令和　８年　４月　１日
桑名市立光陵中学校

１　部活動に関する基本的な考え方

（１）部活動の意義

〇生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化的素養の向上を図る。

〇異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。

（２）部活動の位置づけ≪中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月）施行より抜粋

> 第１章　総則　第５　学校運営上の留意事項
>
> １（ウ）生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

（３）本校の教育目標

①教育目標

・「自立と共生」

②目指す生徒像

・心身ともに健康で、人権を大切にする生徒
・積極的にあいさつができる生徒
・仲間を大切にし、自らを高める生徒
・正しく判断し、行動できる生徒
・生涯にわたってスポーツや文化に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図る。
・異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成する。

（４）部活動目標・活動方針

・スポーツや文化に親しみ、自己の能力の伸張を図る。
・体力の向上や健康の増進、文化的素養の充実を図る。
・仲間とのつながりや感謝の気持ちを高める。

以上の目標を達成するために、全教職員の協力、協働のもと部活動を運営する。
その際、体罰を「しない」「させない」「許さない」という信念で指導に当たる。

（５）部の活動と運営について

・部活動に関わる教員（部活動指導員）、生徒、保護者、外部指導者（地域スポーツ団体）は、部活動指導方針を理解し、適切な活動を行う。
・部活動の方針を保護者に提示し、理解を得るとともに、年間計画や月予定を作成し、保護者に配布する。

・連絡網を携帯電話の有無に関わらず、連絡できる体制をとるなど、適切に作成する。
・部活動の経費については、各部の予算の範囲内において、運営の工夫に努めるようにする。その上で、保護者に負担を求める場合は目的や使途等を示し、理解を得て徴収し、会計報告を適切におこなう。
・熱中症対策等を講じながら、活動をおこなう。
・顧問、指導者の指導力を向上させるため、計画的な研修をおこなう。
・地域スポーツ団体によって、休日の部活動がおこなわれる場合においても平日と同様、本部活動指導方針に基づいた活動をおこなう。

2　具体的な指導について

（1）本年度の部活動について

・体育系部活：軟式野球部、サッカー部、水泳部、テニス部、ソフトテニス部、バスケットボール部、バレーボール部、卓球部
・文化系部活：吹奏楽部、自然科学部、生活造形部

（2）顧問について

・原則全教員がいずれかの顧問を担当する。
・外部指導者については、該当部活動顧問は、学校長の許可のもとで、職員会議に提案して承認を得るものとする。
・大会の引率については、全教職員で協力して対応する。

（3）活動について

・初級者から経験者までその技量や入部動機は様々であるため、広く全員が活動できる方法を顧問が生徒とともに考え、指導に当たる。
・可能性をのばし、充足感や自信を持つことができるような指導を心がける。
・クラスや学年を超えた人間関係を経験する場とする。
・活動時の安全面には十分配慮し、生徒にも安全面での指導を行い、事故防止に努める。
・平日の練習において、顧問がつけない場合は、練習メニューなどを確認し、怪我やトラブルがないようにする。
・休日の活動については顧問が必ず付く。
・年間計画と月の活動計画を教頭に提出し、保護者に配付する。
・１週間のうち２日以上の休養日を設ける（平日１日、土日のどちらかを休養日とする。ただし、土日を含む三連休の場合は、その限りではなく、三連休中１日を必ず休みとする）。
※ただし、日曜日に中体連・中吹連の大会がある場合、その前日も活動可能な日とする。
（協会の大会についても上記同様の扱いとするが、子どもの負担や健康面を十分考慮する。）
・練習時間について、平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とする。
・大会への参加、練習試合や対外試合等は、その他の教育活動や生徒の健康等に配慮し、無理なく計画する。
・活動時間は、日没時刻や通学時間から考えて、最大限、下記の時刻までとする。
（学校の休業日の活動時間も準じる）

・平日　長くとも２時間程度とする。

朝練習　７時３０分～８時１０分（７時１５分以降に登校する）

放課後　終了時刻は以下の通り。下校時刻は、その１０分後とする。

４月～５月：５時２０分　　６月～８月：５時３５分　　９月：５時０５分

１０月：４時３５分　　１１月～１２月：４時２０分

１月：４時３５分　　２月：４時５０分　　３月：５時２０分

・定期テスト期間の活動休止について

中間テスト、期末・学年末テストの１週間前からテスト終了までの間の活動は休止する。

大会等でこの期間中に活動をする必要がある場合は、人数・時間・内容について精選した上で全職員の了承のもと活動を認める。

・学校閉鎖日は部活動をおこなわない。

（４）入部と退部および転部

・入部については任意制とする。

・入部については、部活動説明会、部活動見学、仮入部期間、入部届の提出等、定められた手続きをとる。

・退部・転部については、当該生徒やその保護者と十分な話し合いをもち、関係者すべての者が納得した上で書類（退部届・転部届）の手続きをとる。

（５）設置及び廃止について

・設備や環境、教職員の状況、将来への見通し等を考慮し、必要に応じて設置及び廃止を協議する。

・設置の際には、原則として顧問が複数配置できるようにする。

・廃止の際には、現部員の活動を十分に保障した上で廃止する。

（６）経費について

・部活動における備品等の諸経費については、学校の予算の範囲内において運営の工夫に努める。

（７）部費について

・消耗品の補充や学校を出ての活動の時の交通費などで部費を集めることがある。その際には、保護者に対して書面で案内を出す。

・保護者の経済的負担を十分に考慮する。

（８）その他

・生徒への緊急の連絡は、メール配信システム等（を活用し、登録のない生徒には電話連絡を行うなど、確実に届くようにする。（個人携帯による LINE 等の SNS での連絡は原則禁止。）

・やむを得ず活動を停止する場合は、十分に生徒と話し合いを持ち納得の上で行う。保護者にも連絡をし、全職員でも共有する。

・単なる罰則として停止にするのではなく、自らを振り返る場とするためにも、放置したままにするのではなく、別の活動やミーティング、学習会などを考える。